

00635

つてゐる。

此の軍人傷痕記章令附則第三項及同令施行規則附則第三項により、従前の規定により軍人傷痕記章及び軍人傷痕記章授與證書と、前記記章令による軍人傷痕記章軍人傷痕記章授與證書及傷痕軍人證との引換は(軍人傷痕記章引換願を経て地方長官に差出すこと)なつてゐる。地方長官は本年十二月三十一日までに願書を差出したる者に對して新記章の引換をなすことになつてゐるが、期限後に屬するものは陸、海軍大臣に於て引換へられることになつてゐるから、未だその手續をせられない者は早急その願書を居住地の市町村長を経て知事に差出し之が引換をせられたい。尙詳細については市町村役場につき照合せられたい。

× × ×



### 時局と教育

#### 家庭教育

#### △時局と教育

戦争は人を要求します。特に今次の戦は新しい東亞を建設する長期戦でありまして、これには立派な人間を多數に養成すると云ふことが、より以上に大切なことであります。今後の日本は東亞の盟主として日本國家の經營から云ひましても、友邦滿洲國の經營から申しましても、尙進んでは蒙古支那の指導といふ點から云ひましても、これまでの日本よりは幾層倍も幾十層倍も優良な人的資源を必要とするのであります。忠勇なる吾が將士の聖血を以て据へられた新東亞の礎石も、これを繼承する第二の國民にしてその素質と數とに於て優位を確保するで

00636

なければ、いかにしてその完璧を期することが出来ませうか。かく考へますとき將來の日本を背負つて立つ國民の原動力は、實に教育に俟つ以外に道はないのであります。

この重要な仕事を受け持つ教育の分野としましては、大學教育や各種の専門教育を始めとして中等諸學校も著しき進展を見、特に最近青年學校令の改正と共に一般實務青年の教育も目醒しい進捗を見つゝありますが、何と云つても小學校の教育はすべての教育機關の基礎として大切であるばかりでなく、初等普通教育を終つたばかりで實務に従事する者が國民の大部分であることを思ふとき、小學校の教育はその最も重要なものであること申すまでもありません。

#### △家庭は教育の基礎

しかしあらゆる教育機關による教育も、そのすべては家庭に於ける教育にその源を發することを忘れてはなりません。實に家庭は國民の心身育成の苗床であります。農業經營に於ける苗圃の大切であることは農家の人々にはよく諒解

せられてゐる處であります。諺にも「苗代半作と申しまして本圃に放してからの中耕施肥其他の手入れが如何に申し分なく出来ても、苗代に於ける苗の成長が充分でなかつたら、到底完全なる收穫を得ることは出来ないのであります。西洋の諺にも「搖籃を動かす手は世界を動かす」と云つてゐますが、實に家庭の教育こそあらゆる學校教育の基礎であり、國民活動の基礎であり、新東亞建設の大業も究極する處搖籃を動かす者の手にあるのであります。

母の懷に抱かれた嬰兒の頃から小學校入學までの幼年期を良くも悪くも又強くも弱くもするものは絶對的に家庭でありまして、温い父母の愛、健全なる家風の中には自ら豊かな徳操が涵養せられ、將來發展する知能の若芽が養成せられ、健全な肉體の發育が開始せられるのであります。

又小學校入學後の兒童といへどもその生活時間の大半は家庭に過されるのであり、殊に兒童の道徳的情操は家庭に於ける實踐生活の中に涵

養せられ習慣づけられることが多いのであります。

家庭で養はれる豊かな情操と信頼と感謝の念とは、後日廣い社會に巢立つに及んで人類同胞に對する温い心となり、又君を思ひ國を愛する赤心となるのであります。學校で教へられた道徳行為や時局に處する態度の如きも家庭に於ける生活實踐を俟つて始めてその効果を顯はすのであります。それが日常生活に習慣づけられることに依つてその目的を達することが出来るのであります。

要するに健全なる次代の國民の育成が完全に行はれるか否かは實に家庭教育の如何に係ることが最も大きいのであります。

△時局と家庭教育

時局の進展と共に社會に於ける勞働力は益々その需要が増して來るに對して、半面その供給は逐次減少せられまして、女子勞働の必要が追々多くなつて來ましたが、しかしそこには不用

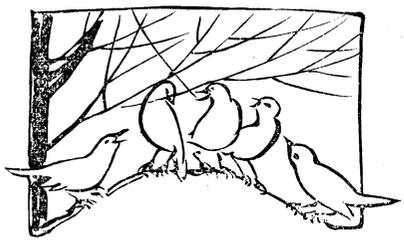
意の間に勞働家庭の子女の教育と養護とに多くの缺陷が伴ふことを忘れてはなりません。常に勞働家庭ばかりに止まらず、一般家庭の婦人としても時局的な活動の爲に家庭に對する婦人の活動量を家庭外に移動せねばならぬ機會は非常に多くなりました。しかしこれが爲に家庭に於ける子女の教育養護が等閑にされると云ふ結果を來すならば、それは最も戒心を要する問題であります。

何と申しましても女子の第一の仕事は家庭であります。家を護ることこそ女子の最大な責任であります。出征中の軍人の最も心を惹かれるものは多數の書信にも窺はれる通り家郷に残した子女の育成にあることを思ふ時銃後の家庭を護る母の務めこそいさゝかの手ぬかりがあつてはなりません。且又人的資源の増強を要する時乳幼児の死亡率が矢張り世界各國に比して高位にあることは國家的に重大な事柄であります。生れ出てゐるものを健かに育て上げて、日本人のすぐれた能力を導き出す爲に母性の周到な注

意と最大の努力を傾注して、子女を健かに育て、國家有用の材とすることこそは、すべての婦人の男子の出征に劣らぬ國家への最大の御奉公であります。

x  
x  
x  
x

貯畜の結晶  
興亞の光



昭和十四年  
推計人口

昭和十四年十一月十日内閣統計局の發表によると、本年十月一日現在全國推計人口は七千二百八十七萬五千八百人であつて、前年に比して六十五萬三千百人の増加となり、之を昭和十年國勢調査人口に較べると三百六十二萬六千五十二人の増加であつて毎年平均九十萬五千四百餘人を増加したこととなつてゐる。

又本縣人口は四十九萬一千四百人であつて、前年に比し二百人の増加となり、昭和十年國勢調査人口に較べると九百三十九人の増加であつて毎年平均二百三十五人を増加したこととなる今、全國及本縣の本年十月一日現在推計人口を掲げると次の通りである。

△ 全 國 人 口

昭和十四年推計人口			昭和十年國勢調查人口			昭和五年國勢調查人口		
市	郡	全	市	郡	全	市	郡	全
計	女	男	計	女	男	計	女	男
一三、六三二、六〇〇	一三、〇四三、八〇〇	一三、六三二、六〇〇	一一、〇三〇、一七一	一〇、四八八、八四四	一一、〇三〇、一七一	七、四六三、〇五三	七、〇九一、二四八	七、四六三、〇五三
二六、六六六、四〇〇	二六、〇九七、九九七	二六、六六六、四〇〇	二二、〇九七、九九七	二一、四八八、九〇七	二二、〇九七、九九七	一五、四四四、三〇〇	一五、四四四、三〇〇	一五、四四四、三〇〇
三三、八八九、〇〇〇	三三、三〇〇、四〇〇	三三、八八九、〇〇〇	三三、〇九七、九九七	三二、四八八、八四四	三三、〇九七、九九七	二四、四〇八、九〇七	二四、四〇八、九〇七	二四、四〇八、九〇七
四六、一九九、四〇〇	四六、一〇〇、〇〇〇	四六、一九九、四〇〇	四六、五八七、八四二	四六、〇〇五、七〇五	四六、五八七、八四二	四九、〇〇五、七〇五	四九、〇〇五、七〇五	四九、〇〇五、七〇五
三六、五〇一、六〇〇	三六、三〇〇、〇〇〇	三六、五〇一、六〇〇	三四、七三四、一三三	三四、三〇〇、〇〇〇	三四、七三四、一三三	三三、三九〇、一五五	三三、三九〇、一五五	三三、三九〇、一五五
三六、三七四、二〇〇	三六、一〇〇、〇〇〇	三六、三七四、二〇〇	三四、五五〇、〇一五	三四、一〇〇、〇〇〇	三四、三七四、二〇〇	三三、〇五九、八五〇	三三、〇五九、八五〇	三三、〇五九、八五〇
七二、八七五、八〇〇	七二、二〇〇、〇〇〇	七二、八七五、八〇〇	六九、二五四、一四六	六八、七〇〇、〇〇〇	七二、八七五、八〇〇	六四、四五〇、〇〇五	六四、四五〇、〇〇五	六四、四五〇、〇〇五

△ 鳥 取 縣 人 口

昭和十四年推計人口	昭和十年國勢調查人口	昭和五年國勢調查人口
-----------	------------	------------

△ 全 國 人 口

昭和十四年推計人口			昭和十年國勢調查人口			昭和五年國勢調查人口		
市	郡	全	市	郡	全	市	郡	全
計	女	男	計	女	男	計	女	男
四六、五〇〇	四六、一〇〇、〇〇〇	四六、五〇〇	三九、一七三	三八、七〇〇	三九、一七三	三四、〇五八	三三、六〇〇	三四、〇五八
五二、一〇〇	五二、一〇〇	五二、一〇〇	四二、七七七	四二、七七七	四二、七七七	三六、七六三	三六、七六三	三六、七六三
九七、六〇〇	九七、六〇〇	九七、六〇〇	八一、九七〇	八一、九七〇	八一、九七〇	七〇、八二二	七〇、八二二	七〇、八二二
一九三、一〇〇	一九三、一〇〇	一九三、一〇〇	二〇〇、二一八	二〇〇、二一八	二〇〇、二一八	二〇五、〇三六	二〇五、〇三六	二〇五、〇三六
二〇〇、七〇〇	二〇〇、七〇〇	二〇〇、七〇〇	二〇八、三六五	二〇八、三六五	二〇八、三六五	二二三、四一九	二二三、四一九	二二三、四一九
三九三、八〇〇	三九三、八〇〇	三九三、八〇〇	四〇八、四九一	四〇八、四九一	四〇八、四九一	四一八、四四五	四一八、四四五	四一八、四四五
三九、六〇〇	三九、六〇〇	三九、六〇〇	三九、三〇一	三九、三〇一	三九、六〇〇	三三九、〇八四	三三九、〇八四	三三九、〇八四
三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	二五一、二六〇	二五一、二六〇	三五、八〇〇	二五〇、一八二	二五〇、一八二	二五〇、一八二
四九二、四〇〇	四九二、四〇〇	四九二、四〇〇	四九〇、四六一	四九〇、四六一	四九二、四〇〇	四八九、二六六	四八九、二六六	四八九、二六六

△ 鳥 取 縣 郡 市 別 人 口

昭和十四年推計人口		昭和十年國勢調查人口		昭和五年國勢調查人口	
男	女	男	女	男	女
二二、八〇〇	二七、〇〇〇	二二、五二一	二七、八四四	一八、〇八〇	一九、一〇九

八頭郡			岩美郡			米子市			計
計	女	男	計	女	男	計	女	男	
六二,七〇〇	三一,九〇〇	三〇,八〇〇	三六,一〇〇	一八,二〇〇	一九,九〇〇	四六,八〇〇	二四,一〇〇	三二,七〇〇	五〇,八〇〇
六四,一五七	三三,四八三	三二,六七四	三八,二七四	一八,五五五	一九,七四九	三六,六五五	一八,九八三	一七,六五三	四五,三三五
六六,〇九九	三三,二七九	三三,八一九	四三,四六六	二二,四九九	二二,九七七	三三,六三二	一七,六五四	一五,九七八	三七,一八九

氣高郡			東伯郡			西伯郡			日野郡		
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
二五,九〇〇	二四,七〇〇	二六,六〇〇	五五,七〇〇	五九,二〇〇	一一五,九〇〇	四三,〇〇〇	四七,七〇〇	九〇,七〇〇	一八,八〇〇	一九,〇〇〇	三七,〇〇〇
二五,四九五	二六,六六六	五三,二一一	五五,一九九	五八,九七七	一一五,二六六	四六,一八八	五二,七六一	一〇〇,九四九	一八,八三三	一九,〇四一	三七,八四四
二五,六八四	二六,九六三	五三,六四七	五五,五三九	五八,六〇二	一一四,一四一	五〇,〇四八	五四,〇六一	一〇四,一〇九	一八,九三九	一九,〇三五	三七,九六四

### 昭和十三年度及同十四年度上半期 縣稅徵收の成績に就て

事變下に於ける本縣の昭和十三年度縣稅徵收成績及昭和十四年度上半期(九月末現在)縣稅徵收成績を調査の所、その何れも前年度又は前年度の同期に比して次表に示すが如き好成績を擧げてゐるが斯の如きは畢竟するに縣民の各位が此の時局下に在りて能く時艱を克服して納稅を重視せられし現象に外ならずして、縣財政の運行を圓滑ならしむる上に洵に喜ばしい次第である。

#### 昭和十三年度縣稅徵收成績

種別	年度	調定濟額	徵收濟額		未納額	徵收歩合	増減
			納期内	納期後			
地租附加稅	昭和十三年度	四四六、三七九	四三九、一六四	六、六一五	五七四	九九九	一
特別地稅	同	三二、二七四	三二、六六三	五、三九五	三〇六	九九九	一
營業收益稅	同	五四、二三四	五三、六七一	四八〇	七三	九九九	一
附加稅	同	七〇、一一三	六九、八二五	二七五	一一	一、〇〇〇	一
所得稅	同	一七三、九〇四	一六一、八五三	一〇、三三五	一、八二六	九九〇	七
附加稅	同	一六八、一七九	一五七、一六六	一〇、四九一	五三二	九九七	三
家屋稅	同	二二八、五五二	二二七、八九七	九、五二七	一一七	九九五	一
附加稅	同	二四六、五三一	二三八、七五五	七、五九九	二五七	九九八	三
營業稅	同	三五、〇六八	三四、八九九	一〇、一六二	一、五〇七	九九六	一
附加稅	同	四六八、三三五	四五、八八九	一五、〇六一	一、四九五	九九七	一
營業稅	同	四八、二五五	四四、二四	二、七六七	一、二五四	九九七	一
計	同	四、〇二六	四、九七	二、七四	四七、〇〇一	九九三	一九

#### 昭和十四年度上半期(九月末現在) 縣稅徵收成績

種別	年度	調定濟額	徵收濟額		未納額	徵收歩合	増減
			納期内	納期後			
地租附加稅	昭和十四年度	一九四、七四五	一八四、四〇四	六三三	九、七三三	九九八	四
特別地稅	同	三〇七、二一九	二〇四、八五一	一、八二七	二〇六、七六九	九九八	四
營業收益稅	同	三五、一八七	三三、四三三	一、七四七	三三、四三三	九九七	七
附加稅	同	四四、〇七四	四三、八三三	二三五	四三、九五七	九九七	七
所得稅	同	三三、〇五五	二九、二五五	四三	二九、六八六	八九八	七
附加稅	同	四六、九六一	三三、九四六	一二、八〇二	四五、七四八	九九七	七
家屋稅	同	二四、七二二	二四、三三六	三八四	二四、三三六	九九七	七
附加稅	同	三三八、一九五	一九、〇〇八	一〇四、〇六	三三、〇三四	九九七	七
營業稅	同	四七〇、五四〇	三三一、七七一	一五、三三六	三三、二七二	九九六	四
附加稅	同	四六九、三八五	三三、一九九	六、二六八	三三、三六七	九九五	九
營業稅	同	三三、五一	二二、〇〇九	七五五	二二、八六四	九九〇	二
附加稅	同	三三、六四四	二一、〇九〇	一、四九〇	二二、五八〇	九九五	二
營業稅	同	一六、三九三	一五、〇九五	五三六	一五、五六一	九九〇	二
附加稅	同	一四七、四三五	一三、五九九	三、八六四	一七、四三三	九九三	八
計	同	一、七六九、二五〇	一、七二〇、三三七	五、六八二	一、七二六、〇一九	九九八	四

00645

附加	都市計	特別	計
同	同	同	同
六九七	四、九五九	二、〇五三、七九九	二、〇五三、七九九
七三三	四、五五四	一、八二二、〇七〇	一、八二二、〇七〇
六二〇	四、四八五	七七〇、二七四	七七〇、二七四
六七九	三、九〇五	七九六、〇七〇	七九六、〇七〇
六	八一	一三、八三四	一三、八三四
六二六	四、五五六	七四四、二〇六	七四四、二〇六
七	四、三九七	二、九一〇、九六一	二、九一〇、九六一
六九六	四、三九七	九六、八八一	九六、八八一
八一	三、九三三	二、五五、一八八	二、五五、一八八
七	一、五七	七、七四四	七、七四四
九〇〇	九、九二	七、四四	七、四四
六	四、五	四〇	四〇

### 年末賞與國債



### 支給運動

時局の進展と共に國費の需要は益々多額を要し、この國費の支辨はその大部分を國債によつてなされることは既に衆知の處である。今や恰も昭和十四年末にあたり、各官公署、銀行、會社、工場、鑛山、その他各種團體等に於て年末賞與を支給せられる時期に當つてゐるのであるが、平時に於てはこの賞與を以て種々の年末年始に於ける所要の衣服調度の購入及び諸種の雜用として使用せられ、これを貯蓄として保存せられる量は極めて少いのが普通であるやうであるが、かくてはこの非常時局に處する國

民として不心得の事と云はねばならず、一面國民購買力の増加はたゞさへ昂騰しようとする傾向にある物價を彌々騰貴せしめる誘引となるものであつて、現下に於ける國家經濟上甚だ遺憾の事と云はねばならない。政府はこれに對する方策の一としてこの年末賞與の支給せられるに際し、之が高率貯蓄の實現を圖り、一面國債及び貯蓄債券の消化に寄與する爲、本年末支給すべき賞與、期末手當、臨時手當等の一部を支那事變國債若し貯蓄債券をして支給し、又は賞與、手當等の受給者をして支那事變國債若し貯蓄債券を購入せしめるやう普く全國的運動を起して百億貯蓄の促進に資することとなつた。依つて本縣でも先般各關係方面と協議の結果

00646

- これが實施をなすこととなり、これが爲には縣民は等しく
- 1 年末、年始の贈答を廢止すること
  - 2 忘年会、新年宴會を差控へること
  - 3 新年の奉祝に當りては嚴肅質素を旨とする
  - 4 年賀狀、年賀廣告の類は特に必要なる範圍に止めること
  - 5 買溜を爲さざるは勿論、物資の活用を圖り特に新年に際しての衣類調度の新調を見合はすこと

### 一年末賞與ニ際シ支那事變國債若クハ貯蓄債券購入標準額

賞與金	標準額
五十圓以下ノモノ	任意
百圓以下ノモノ	一割相當額以上
二百五十圓以下ノモノ	一割五分相當額以上
五百圓以下ノモノ	二割相當額以上

等の生活刷新事項を實踐し、且つ職場並し町内會等の貯蓄組合に未加入の向は此の際これに加して貯蓄額の可及的增加を圖ることとなつた。特に昨年末又は本年上半期末の賞與國債支給運動に際して證券入手不能其の他の理由で實行が充分でなかつた向は今回は必ず所定の標準額以上に賞與國債支給を實行せられたい。尙本縣廳關係に於ける年末賞與による國債若しは債券の購入標準額及び購入額と貯蓄額との合計標準額は左の如く定められてゐる。

00647

千圓以下ノモノ	二割五分相當額以上
五千圓以下ノモノ	三割五分相當額以上

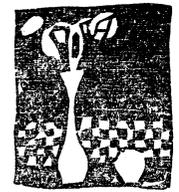
二年末賞與ニ際シ支那事變國債又ハ貯蓄債券購入額ト貯蓄額ト合シタル標準額

賞與額	扶養家族ナキモノ	同三人以下ノ者	同四人以上ノ者
五十圓以下ノモノ	百分ノ二十	百分ノ十	百分ノ五以上
百圓以下ノモノ	百分ノ三十	百分ノ十五	百分ノ十以上
二百五十圓以下ノモノ	百分ノ三十五	百分ノ二十	百分ノ十五以上
五百圓以下ノモノ	百分ノ四十	百分ノ二十五	百分ノ二十以上
千圓以下ノモノ	百分ノ四十五	百分ノ三十	百分ノ二十五以上
五千圓以下ノモノ	百分ノ五十	百分ノ四十	百分ノ三十五以上

政府に於て示されてゐる支給標準額は昨年より五分の増加となつて居て、右第一表がそれに當つて居るのであるが、般販産業方面にありては特に右の率を高めることになり、その割合は

右に示す標準より全部五分を増すことになつてゐる。而して各官公署、銀行、會社、工場、鑛山等には實行委員を設けて縣當局との聯絡に當り、又部内に於ける實行の促進に當ることにな

00648



### 方面同情週間の實施

つてゐる。

時局下に於て銃後國民が、隣保相扶の醇風を培ひ生活の安定殊に困窮者の扶掖指導に當り、方面精神の昂揚を圖るは最も緊要な事柄である本縣に在りては例年實施しつゝある方面同情週間を特に強調して、大体次に示す要項により本年も來る十二月十日より同十六日まで一週間、その施行主體を各市町村及市町村方面委員として之が目的達成に方面委員は固より同關係者を督勵して大にその効果を擧げしむることとなつた。

### 實施要項

一 印刷物による本週間の趣旨宣傳に努むる

- 二 同情袋の配布により義捐金の募集をなすこと
- 三 社會調査による要扶掖者臺帳の作製整備をなすこと

### 實施上の注意

- 一 募集金は各市町村に於て適宜處分し差支へなきも、募集金總額の三割は縣方面委員聯盟事業資金として納付せしめ、配給金に殘餘を生じたときは次年度同情週間に至るまでの方面救助資金に充當すること
- 二 金品の配給は成るべく方面感謝日(十二月二十五日)に一齊施行のこと
- 三 應召軍人遺族に對する同情金の配給は從來第一種及第二種の保護カード者たりしものに限ること

十二月六日発行「週報」並ニ「寫真週報」掲載内容左記ノ通  
寫真週報第九十四號掲載内容

一 南へのびる日本の翼——日泰親善機やまと號東京飛行場出  
發

一 北海附近の奇襲上陸

一 南京に幕を上げた白亜劇團

一 歐洲の銃後を護る女性たち

一 牛とモンペさん

一 ポ！ナスの行方

一 堀り出せ家庭の資源局

一 兒童科學室——ダグラスDC-4型旅客機

一 凍傷——家庭救急箱其の十四

一 讀者のカメラ

週報第百六十四號掲載内容

一 滿洲開拓事業の展望

一 最近の住宅問題

一 木造建築統制規則について

一 經濟戰と金の動員

一 近視の豫防について

一 工業小組合制度とは何か

一 戰時統制物資講座

一 石油

一 英佛の獨貨拿補令公布

(拓	務	省)
(厚	生	省)
(商	工	省)
(大	藏	省)
(厚	生	省)
(商	工	省)
四		
(商	工	省)
(外	務	省)

赤心報國  
輝くニッポン

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海支所  
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海支所

昭和十四年十二月八日印刷  
昭和十四年十二月八日發行